

国立高雄大学 国際学生学外インターンシップ契約書

契約当事者: _____ 株式会社 (以下、「甲」という)

国立高雄大学 (以下、「乙」という)

学生氏名: _____ (以下、「丙」という)

本契約は、優秀な人材の育成を目的として、インターンシップによる協調性の育成と実務研修による相互利益を推進し、教育部の「専門学校以上の教育機関における産学合同インターンシップ規則」と関連する法律と規制に従って、以下の事項について合意した上で甲、乙、丙の三者が締結し、これを遵守するものとする。

一、合同インターンシップにおける責任：

甲： 乙の学生へインターンシップの機会を提供し、仕事の割り当て、報告、研修及び生活、素行について責任を負う。

乙： インターンシップ関連の業務及び連絡、関連するカリキュラム: _____ (学期及びカリキュラム名)の開講を担当する。また、当該カリキュラムの単位は _____ である。同カリキュラムの内容には実際の学外インターンシップ活動を 含む 含まない。各学科の指導教官は指導学生の学外インターンシップの指導に責任を負う。

丙： 甲から指導、監督を受け、実習期間中は甲が規定した時間に従って業務を行うものとする。但し、甲が規定する関連事項は労働基準法の規定を違反してはならない。

二、契約期間：インターンシップ期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日。

三、インターンシップに仕事内容、時間数

1. 仕事内容は _____ であるが、仕事環境が実習生の健康と安全に影響してはならない。

2. 学生 1 名あたりの実習時間数は _____ 時間、毎日の実習時間は _____ 時間までとする。

四、インターンシップ申し込みと事前の安全講習：

1. 乙は実習開始前に実習生名と申し込み書類を甲に提出する。

2. 甲は丙が申し込み後、事前の安全講習を実施し（実習場所な安全防護設備の配置及び関連安全対策の規則含む）、専門の指導員が指導しなければならない。

五、実習生の給与、休暇、その為福利厚生は以下の通りである。

1. 給与

(1) 給与 月給 NT\$ _____ 時給 NT\$: _____ 、日給 NT\$: _____

(2) 手当（交通費、ガソリン代など）NT\$ _____

(3) 奨励金 NT\$ _____

(4) 無し

(5) _____の方式で丙へ支給。

2. 休暇、希望休、休日振替方法：_____。
3. 福利厚生：_____。（食事代、交通費、住居費などの補助）（ない場合は無記入）

六、保険：

1. 丙が申し込む前に、労働に関連する法規に基づいて以下の手続を行わなければならない。
□雇用保険、□健康保険、□退職金拠出、□その他保険_____。
前述のカリキュラム内容に実際の学外インターンシップが含まれていない場合、労働基準法は適用されず、甲は社会保険加入の手続を行う必要はない。
2. 乙は以下の手続を行わなければならない。□インターンシップ学生対象団体保険、□その他保険_____。

七、実習生の指導

1. 甲はインターンシップ受入先として専門内容の指導、研修、及び生活、業務についての指導を行い、乙の指導教官と共にインターンシップ計画を策定しなければならない。丙の素行や適性に問題がある場合、甲から乙へ報告の上、共同で問題を解決しなければならない。改善指導後も改善されない場合、インターンシップの中止または他の受入先へ配置転換することができる。
2. インターンシップ期間中、乙は指導教官を甲へ抜き打ちで派遣して丙の視察を行い、インターンについての指導、意思の疎通、連絡業務を担当しなければならない。
3. 甲が割り当てる仕事内容について、丙に対して違法行為を要求してはならない。甲がこれを違反した場合、乙は本契約を終了し、丙と甲における労使関係を終結することができる。

八、インターンシップ評価：甲の責任者と乙の指導教官は共同でインターンシップの成績を共同で評価し、甲の責任者は「学外実習成績評価表」に記入の上、乙へ提出しなければならない。乙の実習指導教官は視察結果に基づいて実習成績を評価するものとする。甲は丙の成績評価が適切か確認するものとする。丙は体験報告書の作成または自己評価によってインターンシップの成績評価を行わなければならない。

九、インターンシップにおいて発生した紛糾または争議の処理について、甲乙丙の3者が話し合いの上で共同で解決し、乙の学生学外実習委員会に報告するものとする。

十、附則：

1. 本契約書の全ての付属文書は本契約の一部であり、契約規約と同様の効果を有するものとする。一時的な変更や未解決事項がある場合は、甲乙丙の3者の調整により修正または補足することができる。

2. 本契約の準拠法は、中華民法、労働基準法及び関係法であり、契約内容については中華民国の法令が基準となる。
3. 本契約内容により、当事者双方が訴訟に関与した場合、甲乙丙の3者は台湾橋頭地方裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに同意するものとする

十一、本契約締結の証として本書を3通作成し、甲、乙、丙が各自1通ずつ保有する。

契約当事者：

甲： (会社印)
責任者： (責任者印)
職 位：
電話番号：
住所：
統一番号：

乙：国立高雄大学 (学校印)
責任者： (責任者印)
職 位：校長
電 話：
住所：
統一番号：19880949
実習生のインターンシップ受入先：

丙：
学科：
学生番号：
身分証明書/居留証番号：
電話：
住所：

年 月 日